

自然環境局総務課動物愛護管理室

1. 事業の概要

動物愛護管理行政を推進していくため、関係機関と緊密な連携を図るとともに、総合的な普及啓発を進める。また、動物愛護管理法に基づき環境大臣が策定した基本指針の施行状況等を把握・評価し、今後の施策に反映していく。さらに、犬ねこの遺棄・虐待の防止や都道府県等が収容した犬ねこの譲渡を推進していくための事業等を実施していく。

今年施行されたペットフード安全法の円滑な施行のため、関係機関の連絡調整や各種普及啓発を実施していくとともに、現在対象とされていない犬ねこ以外のペットフードに関して、安全性に関するガイドラインを作成する。

2. 事業計画

(1) 動物愛護管理法に基づく施策の推進

関係省庁、都道府県等の行政機関や日本獣医師会等の関係団体との連携を進めるとともに、ポスター、パンフレットの作成、シンポジウムの開催等による総合的な普及啓発事業を進める。犬ねこの遺棄・虐待の防止等の施策の推進に必要な各種ガイドライン等を作成するとともに、基本指針の施行状況等について把握、評価を行う。都道府県等が収容した犬ねこの譲渡を進めるため、収容施設の新築・改築・改修等を支援する。

(2) ペットフード安全法の円滑な施行

今年6月に施行されたペットフード安全法の円滑な施行に向けて、中央及び地方における関係機関の連絡会議の開催や立入検査等を実施するとともに、パンフレット、ポスター、講習会等により普及啓発を促進する。また、現在対象とされていない犬ねこ以外のペットフードに関して、流通実態、課題等を把握し、ペットの安全・健康保持のためのガイドラインを作成する。

調査等	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度～
調査連絡事務費					
飼養動物との共生基盤強化事業					
基本指針検討・推進事業					
飼養動物の安全・健康保持推進事業					
愛がん動物用飼料安全対策費					
マイクロチップ普及推進モデル事業					
動物収容・譲渡対策施設整備費補助					

3. 施策の効果

以上のような事業の展開により、関係する機関や一般国民の動物愛護管理に関する意識を高めるとともに行政機関の体制強化等を図り、基本指針の目標達成等に向けた動物愛護管理行政の一層の推進に寄与する。

また、関係者等の意識の高揚やガイドラインの普及等によりペットフード安全法の円滑な施行に寄与する。



動物愛護管理推進費

背景

目的：飼養動物の愛護・管理

動物愛護管理法

- 飼い主の責務の遵守
- 動物取扱業者の規制、指導
- 周辺生活環境の保全
- 危険な動物の飼養規制
- 犬及びねこの引取り
- 動物愛護管理基本指針に基づく施策の推進 等

都道府県等の自治事務
環境省は基準等の策定、普及啓発、都道府県等の支援

ペットフード安全法

- 犬及びねこの健康の保護
- ペットフードの製造、輸入、販売の規制
- 基準・規格の設定
- 立入検査等によるモニタリング

農林水産省との共管
国の事務



事業計画

動物愛護管理法に基づく施策の推進



調査連絡事務費

(関係省庁、関係自治体等の担当者会議、犬ねこ等の譲渡支援データベース運用等。)

飼養動物との共生基盤強化事業

(ポスター・パンフレット作成、シンポジウム開催、犬ねこの遺棄・虐待の防止等のガイドライン作成等)

基本指針検討・推進事業

(動物愛護センサス・基本指針フォローアップの実施、動物愛護管理法の次期見直しに向けての実態調査等)

マイクロチップ普及推進モデル事業

(獣医師会等と協力したマイクロチップの埋込などマイクロチップ普及推進に係るモデル試行事業の実施)

動物収容・譲渡対策施設整備費補助

(都道府県等が収容した犬ねこの譲渡を進めるため、都道府県等の動物収容施設の新築・改築・改修等の支援)

ペットフード安全法の円滑な施行



飼養動物の安全・健康保持推進事業

(ペットフードガイドラインの普及啓発にかかる講習会の開催、犬ねこ以外のペットフードのガイドライン作成等)

愛がん動物用飼料安全対策事業

(ペットフードの安全性の課題等の情報収集・調査、犬ねこ以外のペットフードの調査等)